

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第一条関係） ·
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第二条関係） · · · · ·
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第三条関係） · · · · ·
- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）（附則第十一条関係） ·

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章～第三章　（略）</td> </tr> <tr> <td>第四章　個人情報取扱事業者の義務等</td> </tr> <tr> <td>第一節　個人情報取扱事業者等の義務（第十五条～第三十五条）</td> </tr> <tr> <td>第二節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）</td> </tr> <tr> <td>第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）</td> </tr> <tr> <td>第四節　監督（第四十条～第四十六条）</td> </tr> <tr> <td>第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）</td> </tr> <tr> <td>第六節　送達（第五十八条の二～第五十八条の五）</td> </tr> <tr> <td>第五章～第七章　（略）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table>	目次	第一章～第三章　（略）	第四章　個人情報取扱事業者の義務等	第一節　個人情報取扱事業者等の義務（第十五条～第三十五条）	第二節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）	第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）	第四節　監督（第四十条～第四十六条）	第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）	第六節　送達（第五十八条の二～第五十八条の五）	第五章～第七章　（略）	附則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章～第三章　（略）</td> </tr> <tr> <td>第四章　個人情報取扱事業者の義務等</td> </tr> <tr> <td>第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条～第三十五条）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>第二節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）</td> </tr> <tr> <td>第三節　監督（第四十条～第四十六条）</td> </tr> <tr> <td>第四節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>第五章～第七章　（略）</td> </tr> <tr> <td>附則</td> </tr> </tbody> </table>	目次	第一章～第三章　（略）	第四章　個人情報取扱事業者の義務等	第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条～第三十五条）	（新設）	第二節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）	第三節　監督（第四十条～第四十六条）	第四節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）	（新設）	第五章～第七章　（略）	附則
目次																							
第一章～第三章　（略）																							
第四章　個人情報取扱事業者の義務等																							
第一節　個人情報取扱事業者等の義務（第十五条～第三十五条）																							
第二節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）																							
第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）																							
第四節　監督（第四十条～第四十六条）																							
第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）																							
第六節　送達（第五十八条の二～第五十八条の五）																							
第五章～第七章　（略）																							
附則																							
目次																							
第一章～第三章　（略）																							
第四章　個人情報取扱事業者の義務等																							
第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条～第三十五条）																							
（新設）																							
第二節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条～第三十九条）																							
第三節　監督（第四十条～第四十六条）																							
第四節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条～第五十八条）																							
（新設）																							
第五章～第七章　（略）																							
附則																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一条　（目的）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章　総則</td> </tr> </tbody> </table>	第一条　（目的）	第一章　総則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一条　（目的）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一章　総則</td> </tr> </tbody> </table>	第一条　（目的）	第一章　総則																		
第一条　（目的）																							
第一章　総則																							
第一条　（目的）																							
第一章　総則																							

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他）の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項及び第十九条第一項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいふ。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。）

二 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

8 （略）

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他）の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいふ。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものととなるものを含む。）

二 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの（又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの）以外のものをいう。

8 （略）

9| この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(新設)

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元すること）のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元すること）のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

(新設)

10 この法律において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十五条の二第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

(新設)

11 • 12 (略)

(略)

第三条～第六条 (略)

(略)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 (略)

第七条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・五 (略)

一・五 (略)

六 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七・八 (略)

七・八 (略)

3・5 (略)

3・5 (略)

第二節 国の施策

第八条～第十四条 (略)

第二節 国の施策

第八条～第十四条 (略)

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者等の義務

第一節 個人情報取扱事業者の義務

第十五条・第十六条 (略)

第十五条・第十六条 (略)

(不適正な利用の禁止)

第十六条の二 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、
又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない
。

(新設)

第十七条～第十九条 (略)

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、
滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ
適切な措置を講じなければならない。

(新設)

第十七条～第十九条 (略)

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、
滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ
適切な措置を講じなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十二条の二 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏
えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつ
て個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委
員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定
めることにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告
しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人
情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を
受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより

(新設)

第二十一条・第二十二条 (略)

(漏えい等の報告等)

第二十一条・第二十二条 (略)

、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第二十三条（略）

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したもの）である場合は、この限りでない。

（新設）

（第三者提供の制限）

第二十三条（略）

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

（新設）

所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第二十六条第一項第一号及び第二十七条第一項第一号において同じ。）の氏名

二・三　（略）
四　第三者に提供される個人データの取得の方法
五・七　（略）

八　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3　個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、

同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

い。

4　（略）

5　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一・二　（略）

三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的

一・二　（略）
三・五　（略）
（新設）

3　個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容

易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4　（略）

5　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一・二　（略）

三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的

並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有するいる外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び第二十六条の一第一項第二号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合にお

及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有するいる外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合にお

かじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2)

個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3)

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第二十六条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供に

（新設）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第二十六条の二第三項において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限り

にては、同条の規定は、適用しない。

あつては、第二十三条第一項各号のいづれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 （略）

（第三者提供を受ける際の確認等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいづれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 （略）

2 (4) （略）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第二十六条の二 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう

でない。

2 （略）

（第三者提供を受ける際の確認等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいづれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものについては、その代表者又は管理人）の氏名

二 （略）

2 (4) （略）

（新設）

その他特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう

的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。) を事業の用に供している者であつて、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。) は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。

第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において

(新設)

(新設)

(新設)

、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
〔つては、その代表者の氏名〕

二 (略)

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項〔第三項若しくは第五項〕の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)
2・3 (略)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 (略)

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項〔第三項〕の規定による請求に応じる手續（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 (略)
2・3 (略)

(開示)

第二十八条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本

人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のとにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一〇三　（略）

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4　（略）

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十五条第一項及び第二十六条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十二条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第二十九条　（略）

（利用停止等）

人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一〇三　（略）

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4　（略）

（新設）

（訂正等）

第二十九条　（略）

（利用停止等）

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条若しくは第十六条の二の規定に違反して取り扱われているとき、又は、第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

254 （略）

5| 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなつた場合当該本人が識別される保有個人データに係る第二十二条の二第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6| 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7| 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行つたとき若しくは利

第三十条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は、第十七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

254 （略）

（新設）

5| 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行つたとき若しくは利

とき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十九条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合には、本人に対し、その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）次条第一項及び第三十四条において同じ。、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならない。

(理由の説明)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第三項、第二十八条第三項、第二十九条第三項又は前条第五項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第三十二条 個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による求め又は第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による請求（以下この条及び第五十三条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に關し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データは、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならぬ。

3・4 (略)

(手数料)

第三十三条 (略)

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に關し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3・4 (略)

(手数料)

第三十三条 (略)

(事前の請求)

第三十四条 本人は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第三項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項、第三項若しくは第三項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五条 (略)

第二節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第三十五条の二 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報

データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

(新設)

2| 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

(新設)

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十五条 (略)

(新設)

3| 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十六条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十五条第一項の規定により特定された利用

目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱つてはならない。

4| 〔仮名加工情報についての第十八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。〕

5| 〔仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなつたときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第十九条の規定は、適用しない。〕

6| 〔仮名加工情報取扱事業者は、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十三条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の二第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十五条第一項ただし書中「第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十三条第五項各号のいずれか」とする。〕

（新設）

（新設）

7| 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たつては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

8| 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たつては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

9| 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十五条第二項、第二十二条の二及び第二十七条から第三十四条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第二十五条の三 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

2| 第二十三条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受けた者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十五条の三第一項」と、同項第一号中「個人情報取

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

「扱事業者」とあるのは、「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは、「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは、「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは、「公表しなければ」と読み替えるものとする。

3) 第二十条から第二十二条まで、第三十五条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(新設)

第三節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

第三十六条～第三十九条 (略)

第四節 監督

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前三節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、

仮名加工情報取扱事業者、又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情

第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

第三十六条～第三十九条 (略)

第三節 監督

(報告及び立入検査)

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿

報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」といいう。）の取扱いに關し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

2・3 (略)

(指導及び助言)

第四十一条 個人情報保護委員会は、前三節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに關し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十七条まで、第十八条（第一項、第三項及び第四項の規定を第三十五条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条（第四項及び第六項の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二項を除く。）、第二十七条、第二十八条（第一項を除く。）、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十六条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十六条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第三十五条の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為

名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに關し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(指導及び助言)

第四十二条 個人情報保護委員会は、前二節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに關し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二項を除く。）、第二十七条、第二十八条（第一項を除く。）、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為

、第二十七条、第二十八条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十三条第二項、第三十五条の二（第四項及び第五項を除く。）若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第二十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項若しくは第二十六条の二第三項において読み替えて準用する第二十六条第三項若しくは第二十六条の二第三項において読み替えて準用する第二十六条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十三条第五項若しくは第六項若しくは第三十

五条の三第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条から第十七条まで、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項、第三十五条の二第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、

の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項若しくは第三十六条规定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条から第三项まで若しくは第五項の規定に違反した場合又は個人の重大な権利利益を害する事

個人関連情報取扱事業者が第二十六条の二第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十四条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第三十五条の三第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十条から第二十二条まで若しくは第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4| 第三十五条の二第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること

（個人情報保護委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。）

（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）

第四十三条 （略）

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣

実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）

第四十三条 （略）

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣

二十二条の二第一項、第四十条第一項、第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条、第二百五十八条の四並びに第五十八条の五の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

259 （略）

（事業所管大臣の請求）

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前三節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第四十六条 （略）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で

に委任することができる。

259 （略）

（事業所管大臣の請求）

第四十五条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第四十六条 （略）

第四節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同

げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一〇三　（略）

- 2| 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3| 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4| 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

第四十八条・第四十九条　（略）

（変更の認定等）

- 第四十九条の一　第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第五十八条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならぬ。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2| 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（新設）

- 2| 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 3| 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第四十八条・第四十九条　（略）

（新設）

じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

一〇三　（略）

（新設）

(廃止の届出)

第五十条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするとときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(対象事業者)

第五十一条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十三条第四項の規定による措置をとつたにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十二条 (略)

(個人情報保護指針)

(廃止の届出)

第五十条 第四十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとすることは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(対象事業者)

第五十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。

2 (略)

(苦情の処理)

第五十二条 (略)

(個人情報保護指針)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正

第五十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正

な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 (略)

第五十四条～第五十七条 (略)

(認定の取消し)

第五十八条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 (略)

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定 又は第四十九条の二第一項の変更の認定を受けたとき。

2 (略)

第六節 送達

(送達すべき書類)

第五十八条の二 第四十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出

(新設)

(新設)

2 (略)

第五十四条～第五十七条 (略)

(認定の取消し)

第五十八条 個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 (略)

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定を受けたとき。

2 (略)

の要求、第四十二条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第五十六条の規定による報告の徴収、第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2) 第四十二条第二項若しくは第三項若しくは第五十七条の規定による命令又は前条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

- 第五十八条の二 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百八条及び第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（公示送達）

- 第五十八条の四 個人情報保護委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れ

（新設）

（新設）

（新設）

ない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2| 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行う。

3| 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4| 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第五十八条の五 個人情報保護委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第九号に規定する处分通知等であつて第五十八条の二の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第二百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第五章 個人情報保護委員会

第五十九条・第六十条 （略）

（所掌事務）

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせ工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファ

第五章 個人情報保護委員会

第五十九条・第六十条 （略）

（所掌事務）

第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱いに関する監督、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報第二条第一項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関非識別加工情報の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせ工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファ

イルを構成するものに限る。) の取扱いに関する監督並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げる)。

三〇九 (略)

第六十二条～第七十四条 (略)

第六章 雜則

(適用範囲)

第七十五条 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、
、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(適用除外)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は仮名

ん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げる)。

三〇九 (略)

第六十二条～第七十四条 (略)

第六章 雜則

(適用範囲)

第七十五条 第十五条、第十六条、第十八条(第二項を除く。)、第十九条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても適用する。

(適用除外)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ又は匿名

工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等（個人関連情報を除く。以下この項において同じ。）の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第七十七条・第七十八条 （略）

（国際約束の誠実な履行等）

第七十八条の二 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意することもに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

第七十九条～第八十一条 （略）

第七章 罰則

第八十二条 （略）

第八十三条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十七条・第七十八条 （略）

（新設）

第七十九条～第八十一条 （略）

第七章 罰則

第八十二条 （略）

（新設）

加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第八十四条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（削る）

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下 の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十六条 第八十二条及び第八十四条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十三条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱つた個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第四十二条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

二 第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第八十三条及び第八十四条 一億円以下の罰金刑

二 第八十五条 同条の罰金刑

2 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項（第二十六条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の規定に違反した者

二 (略)

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

2 (略)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項 又は第五十五条の規定に違反した者

二 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特定個人情報の漏えい等に関する報告等）</p> <p>第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。</p>	<p>（特定個人情報の漏えい等に関する報告）</p> <p>第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。</p>
<p>2) 前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。</p>	<p>（新設）</p>

第四十八条～第五十六条 (略)

第四十八条～第五十六条 (略)

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条
一億円以下の罰金刑
- 二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで
各本条の罰金刑

2 (略)

2 (略)

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- (新設)

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（漏えい等の報告）	（新設）	
<p>第二十四条の二 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失、毀損その他医療情報等又は匿名加工医療情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして主務省令で定めるものが生じたときは、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を主務大臣に報告しなければならない。</p>		
（準用）	（準用）	（準用）
<p>第二十九条 第八条第二項（第二号及び第三号を除く。）、第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条並びに第二十七条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十五条及び第十六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>	<p>第二十九条 第八条第二項（第二号及び第三号を除く。）、第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条並びに第二十七条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十五条及び第六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>	<p>第二十九条 第八条第二項（第二号及び第三号を除く。）、第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十一条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条並びに第二十七条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十五条及び第六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>

			(略)	
第二十六条第一項 項目 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			ならない。	ならない。
			は他の認定医療情報等取扱受託事業者から当該医療情報等又は匿名加工医療情報作成事業者は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない	は他の認定医療情報等取扱受託事業者が、認定匿名加工医療情報作成事業者から当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、主務省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者に通知したときは、この限りでない

(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)

第三十条 医療情報取扱事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報(偽りその他不正の手段により取得したもの)を除

			(略)	
第二十六条第一項 項目 (略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)

(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)

第三十条 医療情報取扱事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又

く。以下この項において同じ。）について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族（死亡した本人の子、孫その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしていることとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができる。

一 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めの

あるものにあっては、その代表者又は管理人。第三十三条第一項第一号において同じ。）の氏名

二・三 （略）

四 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

五・七 （略）

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

2 医療情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければなら

はその遺族（死亡した本人の子、孫その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができる。

（新設）

一・二 （略）

（新設）

三・五 （略）

（新設）

2 医療情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければならない。

ない。

3 (略)

(医療情報の提供を受ける際の確認)

第三十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第三十条第一項の規定により医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けるに際しては、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

2 (略)

(是正命令)

第三十七条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（外国取扱者を除く。）が第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十三条（第二項を除く。）又は第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者（外国取扱者を除

3 (略)

(医療情報の提供を受ける際の確認)

第三十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第三十条第一項の規定により医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けるに際しては、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- 一 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

2 (略)

(是正命令)

第三十七条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（外国取扱者を除く。）が第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十三条（第二項を除く。）又は第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者（外国取扱者を除

く。）が第二十三条第二項の規定又は第二十九条において準用する第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十条まで、第二十四条、第二十四条の二、第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

356 （略）

第七章 罰則

第四十四条・第四十五条 （略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

一 偽りその他不正の手段により第八条第一項、第九条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条の認定又は第十条第四項から第六項まで（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）の認可を受けたとき。

二 第九条第一項の規定に違反して第八条第二項第一号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

（削る）

く。）が第二十三条第二項の規定又は第二十九条において準用する第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十条まで、第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

356 （略）

第七章 罰則

第四十四条・第四十五条 （略）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の手段により第八条第一項、第九条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条の認定又は第十条第四項から第六項まで（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）の認可を受けた者

二 第九条第一項の規定に違反して第八条第二項第一号から第五号までに掲げる事項を変更した者

三 第二十二条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認定事業に関する知り得た医療情報等又は匿名加

工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

三 第二十九条において準用する第九条第一項の規定に違反して第二十九条において準用する第八条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

四 第三十七条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十九条において準用する第九条第一項の規定に違反して第二十九条において準用する第八条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更した者

五 第三十七条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十二条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 （略）

第四十八条 第四十四条、第四十五条、第四十六条（第四号）（第三十七条第一項（第三十三条第一項、第三項及び第四項並びに第三十四条に係る部分を除く。）及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十六条の二及び前条（第二号に係る部分に限る。）の罪は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第四十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるも

第四十八条 第四十四条、第四十五条、第四十六条（第三号及び第五号（第三十七条第一項（第三十三条第一項、第三項及び第四項並びに第三十四条に係る部分を除く。）及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十六条の二及び前条（第二号に係る部分に限る。）の罪は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第四十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるも

（新設）

第四十七条 （略）

のを含む。以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十四条から第四十六条まで	一億円以下の罰金刑
二 第四十六条の二又は第四十七条	各本条の罰金刑
2 (略)	

第五十条	(略)
2 (略)	(新設)

のを含む。以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務に関する各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十七年法律第六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	附 則	附 則
第一条～第十一条　（略）	第一条～第十一条　（略）	第一条～第十一条　（略）
（検討）	（検討）	（検討）
第十二条　（略）	第十二条　（略）	第十二条　（略）
2　（略）	2　（略）	2　（略）
3　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	3　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	3　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
4～6　（略）	4～6　（略）	4～6　（略）